

男女共同参画社会づくり懇談会  
第4回会議録（概要）

- 1 日時：平成14年10月9日（水）午後3時～4時50分
- 2 会場：宇都宮市役所14A会議室
- 3 出席者：山口委員，藤井委員，山村委員，大木委員，新井委員，川俣委員，新川委員，  
添田委員，宮田委員，荻野委員

4 会議経過：

（1）開会

（2）報告事項

【第3回懇談会会議録（概要）について】

事務局から資料1-1「男女共同参画社会づくり懇談会第3回会議録（概要）」及び資料1-2「第3回懇談会における主な意見（要約）」説明

（3）会議事項

【（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について】

事務局から，資料2「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について」，資料3「今回（案）と前回（案）の比較」，資料4「前文の比較」を説明

説明の後，「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について」懇談に入る。

（会長）

資料3を中心に，ご質問ご意見を頂きたい。まずは，目的はいかがか。次に，定義について，一つになったが，いかがか。続きまして，基本理念全体について，いかがか。

（委員）

基本理念(5)の「男女の生涯にわたる健康の確保」については，リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては，一般に理解が深まっているように思えるので，ここにこういう言葉は入れられないのだろうか。

（会長）

委員の皆様，あるいは事務局はいかがか。

（事務局）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉については，平成13年度に実施した市民意識調査では，認知度が低いという結果が出ている。また，リプロの概念についてだけと一概に言えない部分もあり，男女ともに，という広い面から，リプロダクティブ・ヘルス/ライツとはせず，このような文言にした。

（会長）

リプロという言葉を入れなくて，この表現にしたいという事務局の考えだが，いかがか。

（委員）

はい，わかった。

（会長）

次に，市民の責務，事業者の責務，市の責務，それから教育関係者の責務と4つあるが，最初の市民の責務はいかがか。

(委員)

男女共同参画に関する「理解を深める」という言葉について、今回削除したようだが、理解を深めることの必要性はないのだろうか。私はあると考える。

(副会長)

前はあったのか。前はあったのがなくなっている。

(会長)

男女共同参画を推進する、という表現になっている。「理解を深め」というのが抜けたことについて、委員の皆様、あるいは事務局はいかがか。意図的にこれは抜いたのか。

(委員)

正直、今回の資料を見て首をかしげた。前回の資料から変更された箇所が何箇所かある。庁内の検討組織の協議でこのように変更したという説明だが、その検討組織はどのような構成メンバーで、男女比はどのようになっているのか。気になる変更箇所だが、まず男女の人権尊重の部分。直接的、間接的にかかわらずという規定であったわけだが、(今回抜けているのは)いかがか。また、積極的改善措置について、2ページ目の市の責務からはずし、14条に設けてある理由は何か。

(会長)

今の質問と意見を整理すると、まず1点は、市の庁内調整会議のメンバー、どういう方たちがそのメンバーなのかということと、それから男女がどの程度割合なのか。それをまず事務局のほうに質問があったかと思うが、いかがか。

(事務局)

前に、庁内での検討組織について示したところだが、推進委員会には、係長など担当者レベルの作業部会があり、その上に課長レベルの幹事会、その上に次長レベルの委員会がある。総務部、企画部、保健福祉部、商工部、農務部、市民生活部、教育委員会の7つの部で構成されている。係長レベルである作業部会の女性の割合は、4割程度を占めている。

(会長)

メンバーの約4割が女性ということだ。その点はよろしいか。

それから、委員からの質問というか、お願いというか、事務局からの説明で前回案から今回案に変更があった点について、定義での「積極的改善措置」が、定義のところでは削減されて、新たな条項として登場してくるわけだが、ここの部分は、なぜその別の条項の第14条に移ったのかということだが、事務局から説明願いたい。

(事務局)

先程の説明しましたとおり、「積極的改善措置」については、市の責務に埋もれた形でなくて、条項として特出ししている。定義のところには位置づけているものは、何度も条文に出てくるものについて定義している。

また、先程、ご質問がありました「理解を深める」という表現がなくなったことについては、「基本理念にのっとり」という表現の中で、言い表していると考え。「のっとり」という意味は、理解することが前提であるので、「理解を深め」という文言を入れると、意味が重複してしまう。

(会長)

いかがか。

(事務局)

条例については、庁内において、事務レベルから次長レベルまで協議を重ねてきた。その中に法規

の専門として総務課があり、条文等の整理の中で、懇談会の皆様の意見を十分に汲んで、条文化する場合には、どのような形がいいのかという調整を総務課と行ってきた。もし、他にこれがほしいというものがあれば、意見をお願いしたい。条文を整理した結果が今回のものであることをご理解いただきたい。

(事務局)

前回、市民、事業者、市の協働が見えないという話があったが、その関わりを見える形にした。それぞれの活動主体のあるべき姿を示し、それに対する市の支援を入れ、見える形にした。

また、先程、質問のあった「間接差別」については、現在定義がなされていない状態であり、それを市独自に定義するのは、困難である。性別による差別的取扱いには、当然間接差別を含むものであるという国の考え方を取り入れた。

(会長)

はい、という説明があったが、それについてはよろしいか。

それでは、また責務のところに戻り、市民、事業者、市、教育関係者、ここまでいかがか。

(委員)

今回の案では、第7条と第19条において、教育関係者は自ら男女共同参画の推進について研鑽し、というような自分自身の問題が重複している。また、教育を受ける者の男女共同参画について、教育を受ける者に対する関心及び理解が増進するよう努める、というのがあるが、基本的には、教育というのは学習支援であること、という流れになってきている。教育というのは与えるものではなくて、学習ということであり、それに対するいろいろな面での支援を行っていくというのが教育であるという立場になってきている。今回、市の立場としては、社会教育という考え方が中々入ってきていないが、例えば、生涯を通したあらゆる段階で、学校、地域、その他におけるあらゆる学習が行えるような条件整備に努める、というような文言が19条に入ってきてても良いと思う。いわゆる生涯学習センターというふうな所がある程度の拠点となるわけだから、そのへんと市の施策の一致が無いという気がする。それから、もう一回言うが、いわゆる教育関係者の責務、それから学習者と何かそれに対する援助というものがあつたら良いのではないかと思う。それから社会教育という言葉自体がですね、これと合っているのかなってという質問が一つある。

(会長)

はい、では、ご意見と質問とあつたかと思うが、事務局はいかがか。

(事務局)

社会教育という概念が、もっと広い生涯学習の概念になってきている。行政においても、これまでの公民館が生涯学習センターに、といった動きになってきた。ただ、ここにおける教育関係者については、学校、家庭などあらゆる分野における教育に携わる者という考え方である。学校教育、社会教育のみに受け止められるような表現になっていて、分かりにくいように見える、ということであれば、教育支援についてのご指摘の部分については、内部で再度検討してみたいと思う。

(会長)

はいどうぞ。

(事務局)

学校教育、社会教育その他の教育についてであるが、学校教育に対応する言葉として社会教育があり、社会教育の中には、家庭教育も入っているという考え方である。社会教育を含め、それ以外も包含する生涯学習という内容に変わってきているということなので、教育という言葉を使うのであれば、今回の表現になった。もし今回の表現がわかりにくいということであれば、前回の家庭、学校、職場、地域その他あらゆる分野での、というような表現になるかと思うが、できれば、教育という言葉が入

ったほうが良いと考えたので、今回の表現になった。それから社会教育法が未だ変わっているわけではないので、今回の表示が間違っているわけではない。

(会長)

はいありがとうございます。

(委員)

教育の部分について、私は今の説明のほうがいいと思う。

また、今回の条例の構成など、作り替えをしたのが、ちょっと良くないと思う。申し訳ないが。なぜ良くないかという、抽象的な話で悪いが、例えば、5ページのところで、第17条「家族の活動等」のところで、「家族を構成する男女は……努めるものとする」というのは、ちょっとこれは書きすぎじゃないかと思う。こういうことは、やはり選択の自由で、今はどういう生き方をするかは、一人一人選択の時代なので、ちょっとおせっかいかなって感じはする。それから、こういう書き方で、活動、活動、そして支援という構成にするよりは、やっぱり市の支援という前の形をとったほうがわかりやすいと思うが、いかがか。

(会長)

今回、前回の構成を大きく変えて、体系図には、責務と施策があって、その責務を各分野の活動、責務と活動というふうに作り変えているわけだが、それに対するご意見だったかと思う。今回の、基本的なこの変更に関連して、全体構成に関して、意見をどうぞ。

(委員)

私も同じように違和感があった。

(会長)

それはどういう意味か。

(委員)

家族の活動等に関して、それは市が定めていくのは面白いかなと思ったが、それを条例などで家族の活動等について規定をするというのは、やっぱりちょっとわかりにくいと思う。「家族の活動と当該活動以外の活動とが円滑に行われるよう努めるものとする」というのはわかりにくいし、いま(委員が言われたように)余計なお世話かなっていうところもある。それを条例に盛り込むということ自体が非常に疑問に思う。

先程の意見と同じようだが、やはり市の、市のやるべきことをもうちょっと明確にして、統一するべきである。

(会長)

全体のこの構成と、とりわけ家族の活動のところにもご意見が出ているのかなと思います。それで、委員もなにか、これに関して、はい、どうぞ。

(委員)

どちらにしても男女共同参画社会基本法がとらえているのは、世帯関係といわれるもの、俗に私どもがいう家族だと思う。そのような世帯中心の考え方を個人対応に改めていく、つまり家族が個人を尊重して生きられるようになっていくべきではという考え方がある。なので、今の発言の考え方については、疑問を持つ。

(会長)

ということは、家族のところか、それとも全体構成のいわゆる活動というふうに構成していくと、その部分ではなくてですね。

(委員)

今まで啓蒙だ啓発だと言われてきたが、今回の基本法は推進条例という形に変更されてきて、協働というものをすごく大切にしようという流れがある。それなのに、庁内推進会議でそれが十分に理解されていないような気がする。私としては、協働について入れたいという思いを持っている。

(会長)

事務局は伝わったか？この構成に関しては、皆さんに理解していただくまでに至っていないような感じがするのだが。

(事務局)

協働の理念の中には、家庭、事業者、地域との協働は、これからの行政を行っていく中で、という大きな位置を持っている。後で検討される、前文の中でも文言が出てくるが、家族についての文言は別として、例えば、福祉のまちづくり条例や暴走族防止条例などのいわゆる理念条例の中で、市としては、協働を意識して、それぞれの活動内容を規定していく作り方をしている。今回においても、そういう考え方の中で、あえて、それぞれの場でどうあるべきか、という考え方で活動を規定していきたいと提案した。

(委員)

協働という言葉についてだが、私は複数のNPO法人の事務局をやったことがあるが、協働については色々な研究がされており、実際、栃木県内で行政とトラブルを起こして、解散したNPO法人もある。それで、東京都が90何年かにまとめた協働に関する調査研究によると、いくつかその協働の条件と言うのがあるが、その中の一つに、不時制限がある。ようするに、協働というのは自主自立的に、例えば、誰とでも、どこでも協働すればいいというのではなく、きちんと自主自立的に自分で選択をして、対等性の下にやらなければならない、という調査報告がある。協働というのは、いつでも誰とでもどこでもというのではなくて、ある程度時間を区切って、このプロジェクトに関しては協働をしていくとか、協働をする相手を選ぶとか、そういうことも協働の条件の中に入ってくるわけであり、こういうあいまいな形で協働をしていくと、いつもみんなで仲良くやっていきましょう、ということ、そもそもの協働という言葉の意味合いから外れてくると思う。その協働という一つの絶対条件の中に、相手の非同一性を認めながら、対等な関係性の下にやっていくということがあるが、その対等な関係性というのは、前回も言ったが、市とか行政というのは施策を決めていく権限もあるし、条文も持っているし、お金を持っている。その非同一性っていうものを実現するというのが非常に難しい。だから、協働するということであれば、できれば、元々いい条件を持っているのであれば、より多く協働をしていくという責任を負っていくということでは対等性は得られないと思う。例えば、男女共同参画に関して市のほうが持っている情報を正確に開示するというような、市の責任が明確にされない限り、その協働というのは非常に難しいと思うが、いかがか。

(会長)

それに関して、答えていただきたい。

(事務局)

協働についての論理は十分承知している。基本的には、これからのまちづくりは、市が市民の皆様にご提供するまちづくりではなく、これからのまちづくりは市民と一緒にまちづくりしていくという基本的なスタンスは変わらないと考えている。確かに、NPOや市民活動団体などに限定して論議を進めると、いろいろ課題があるがあるのは承知している。条例の中では、最小単位である家庭、地域、事業者そういうものについての協働は、原則的に(委員の言うような)そういう考えもあるかと思うが、続けていかなければならないと行政としては考えている。

(委員)

家庭の活動と事業者の活動とありますけれども、要するに、これは協働というものを対比させて分かりやすく、示しているということだが、まず、家庭の活動等について、こういうふうにしなれば

いけないという、上からのこうしてくださいね、という要請があって、それを市民がやっていきますよというのは、順序として逆だと思う。要するに、市の方が圧倒的に優位なわけだから、協働ということを形にしたいのであれば、家庭の活動に対して障害を取り除いていく方針ですとか、どちらかというとなんかそういう形のほうがいいと思う。

(副会長)

第17条は、1項と2項を削除して、3項だけにすればいいのかもしれない。市の支援のみにしておいて、具体的な支援は長期計画の見直しの中で入れていく。ファミリーサポートセンターなどがここに該当するだろうから、わかりやすくなる。(第1項の部分は、)おせっかいのようにとられる恐れがあるから、むしろ、立ち入らないほうがいいかもしれない。

(委員)

基本理念に、「男女の相互の協力及び社会の支援の下、…」とあり、そこで、家族については述べられていて、事業者の活動、教育関係者の活動は、施策として話すべきことだと思う。それを分かりやすくするために盛り込んだのだろうが、実際これまで盛り込まなくても、市の責務等で読み取れると思う。具体的に支援を書いた場合に、例えば、教育関係者の支援においては、国立大学、私立大学に対して、どういう支援をしていくのか。そういう疑問がある。あまり具体的なものは計画のほうに計上したほうがいい。家庭に関しては、非常にプライベートな部分があり、かなり慎重にする必要がある。

(委員)

計画に盛り込む施策のほうで、具体的にしたほうが良いのではないか。ファミリーサポートセンターとか、女性センターとかがある。

(事務局)

「家族の活動等」のところは、持ち帰りまして、検討する。

(会長)

ここの活動としたところがこの度の大きな変更である。家族の定義、家族の活動のところは、ご意見があり、事務局が再検討するという事になったので、お願いします。活動のところは、全体を、構成を見直すということか。他の教育関係者、地域住民のところは大丈夫か。

(委員)

地域住民の活動のところは、個人一人一人の支援が見えてこない。前にも言ったが、本当に困っていたり、何か情報が欲しかったり、ちょっとしたサポートがほしいということにいかにか答えていくかという、かゆいところに手が届くことが見える書き方にしてほしい。それと公共的団体に限定した意味はあるのか。2、3人のサークルもあるだろうが。

(事務局)

公共的団体については、当初、対象について、自治会等を想定していた。なぜ入れたかということ、前の懇談会でも話題になったが、実際に働いている人は女性の方ばかりで、自治会の会長、役員は男性ばかりと偏っているという現状があり、そういう分野についても、男女共同参画を推進する上で改善していきたいと、あえて盛り込んだ。この活動のところの表現等については再検討していきたい。

(会長)

地域住民一人一人までも視野に入れて行ってもらいたい。  
3ページの行動計画、意識の高揚については、どうか。

(委員)

「意識の高揚」という言葉は、使うのか。あまり聞きなれない。

「向上」,「醸成」の声

(会長)

「啓発」から「高揚」に変更になった。「醸成」か。この言葉の選び方はいかがか。

(事務局)

市の条例のスタイルに合わせてある。条文の目的を見出しに出した。

(委員)

高揚というと、ミリタリーな感じがする。

(事務局)

福祉のまちづくり条例でも、市民自らが意識を高めるという意味で高揚は使用している。

(副会長)

「向上」のほうがよい。できるだけ漢語は避けたほうが良いのでは。

(委員)

意識は高揚されるものですか。感情は高揚するでしょうか。

(委員)

全体として、育成する立場と育成される立場があって、個人の意識づくりとかをどの立場で入れるのか、分かりにくいのではないか。

(委員)

主語が「市は、」である。市が高揚する事ではなく、目的は市民などの意識の高揚であるが、市は啓発などを行うことではないか。

(事務局)

これについては、持ち帰りまして、検討する。

(会長)

人材育成はよろしいか。  
活動の支援は、支援の対象の範囲を拡大した。  
体制の整備について、このあたりはいかがか。

(委員)

活動の支援は、団体の支援だけか。

(会長)

個人も対象になる。

(事務局)

市民、事業者も入る。

(会長)

次に、意見の申出への対応について、苦情ではなく意見となったが。

(事務局)

苦情という悪いイメージだが、改善することなど、建設的な意見も含めている。  
個々人間の利害関係についてのものと混乱を避けたい。

(事務局)

苦情について、市民の皆様は「苦情をいただいた」というとお怒りになるが、「ご意見をいただきました」との考えで受け付けている。苦情であっても意見であるにとらえている。

(会長)

次に、積極的改善措置については、いかがか。

(委員)

本来ならば、市の責務に含めるべきではないか。行政における管理職の登用などをあまり、上段に構えないほうが良いということか。また、定義のところにも入れるほうが良いと思う。

(事務局)

何度か繰り返される場合のみ定義される。積極的改善措置は、一箇所しか出てこないもので、本文の中で説明を入れている。

(委員)

市の責務に入れた方が良いと思うが。

(委員)

責務について、市民と市では違うが何故か。「努めなければならない」と「責務を有する」との違いはなにか。

積極的改善措置について、改善することは、全て積極的であると思うが、「積極的」と入れることでより、実効性が増すのか。

(会長)

事務局から説明をお願いする。

(事務局)

市民と事業者は、努力規定であり、市については、責務規定である。

積極的改善措置については基本法で定義されている用語であり、その語を盛り込んだ。庁内組織においても、この規定については、具体的に市として何ができるのか、必要な条項かという論議があったところであるが、市の姿勢を示す意味においても必要と考え盛り込んだところである。

(委員)

市が「積極的改善措置」を盛り込む事に大賛成である。

ただ、この盛り込み方だと、審議会の委員を選ぶ時しか機能しないとしか読めない。そうではなく、いろいろな場面において、必要な時に対応するよう市の責務に入れるべきである。

(委員)

中核市・宇都宮としては「積極的改善措置」をきっちりと市の責務に入れてほしいと強く要望する。苦情処理は目玉である。推進条例であるはずなのに、財政上の措置もなくなってしまった。前回は事業者に調査及び報告の協力があつたのに、これも省かれている。今回の条例は、前回のものより後退している印象だ。条例を遅れて作る市として、どこが本当に宇都宮らしい条例なのか。市民にも事業者にもいい関係での条例ができないものかと思う。

(会長)

著しく後退しているのではないかということか。「積極的改善措置」の組み方についても、事務局に

再考してほしい。

では、性別による権利侵害の禁止等についてはいかがか。

(委員)

前のページについてであるが、事業者の活動等の節目の中で、事業者の活動の調査を公表するといった場合は、公表することがペナルティの意味にとられるというが、年次報告では使われている。ペナルティをとられる人がいるなら、むしろその意図を意識する事も必要ではないか。

(会長)

事務局へのご意見として、いただくことでよろしいか。

(委員)

相談の申出は特出しすべきである。ここをふくらまして、いろいろな相談があるのだから、宇都宮的な看板となるのではないか。

(委員)

相談は、女性センターでやっていくことか。

(副会長)

幸い、宇都宮市は女性相談所を持っており、新たに作る必要がない。充実を図るということプランの中でもはっきりうたうことだ。

(事務局)

相談の特出しについては、再度検討させていただきたい。

(委員)

前に出ていた「理解を深め」は、今は理解されているのだから、「推進される」で十分であろう。

(会長)

前文の比較も残っているが、時間がない状況だ。

(事務局)

あと1回議論の場を持ちたい。そのときをお願いしたい。

(会長)

その他について、事務局から何かあるか。

(事務局)

十分検討いただいたところである。さらに法規の専門部署と、ご意見が取り入れられる方向で検討をしていく。

(事務局)

早急に次回の会議の設定をしたい。また、できるだけ早く通知を差し上げたい。

(会長)

消化不良の部分もあったかと思うが、積極的なご意見ありがとうございました。